平成二十六年国土交通省令第四十一号

小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則

訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第三章、第四章及び第三十五条並びに小笠原諸島振興開発特別措置法第十八条第一項、第二項及び第四項第二号の規定に基づき、並びに同法を実施する小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十一条第一項、第三項第二号及び第四項第二号並びに第十三条第一項、第十七条第七項、第八項及び第九項において準用する通 小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則を次のように定める。

(産業振興促進計画の認定の申請)

て、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。 第一条 小笠原村は、小笠原諸島振興開発特別措置法(以下「法」という。)第十一条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、 別記第一号様式による申請書に次に掲げる図書を添え

産業振興促進計画の工程表及びその内容を説明した文書

法第十一条第四項各号のいずれかに掲げる事項を記載している場合には、 実施主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

法第十一条第五項に規定する同意を得たことを証する書面

前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める事項を記載した書類

のとする。 別記第一号様式による申請書に法第十一条第四項第二号に掲げる事項を記載している場合には、 前項各号に掲げるもののほ か、 補助金等交付財産の所在を表示した図面を添付するよう努めるも

(産業振興促進計画の記載事項)

第二条 法第十一条第三項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

産業振興促進計画の名称

産業振興促進計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

産業の振興を促進する上での課題

東京都、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項

五. 補助金等交付財産の処分の方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項 法第十一条第四項第二号に掲げる事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、 補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、

前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める事項

(産業振興促進計画の変更の認定の申請)

進計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、 画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。 小笠原村は、法第十三条第一項の規定により産業振興促進計画の変更の認定を受けようとするときは、 別記第二号様式による申請書に第一条第一項各号に掲げる図書のうち当該産業振興促

(法第十三条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第四条 法第十三条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする

計画期間の六月以内の変更

前号に掲げるもののほか、産業振興促進計画の実施に支障がないと国土交通大臣が認める変更

(法第十一条第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業)

第五条 法第十一条第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。

(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの (昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第三項に規定する簡易宿所営業であって、 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

二 旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業

(観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類)

第六条 法第十七条第一項の国土交通省令で定める書類は、 次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。

規定

|法第十七条||旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録に係る||実施主体の商号、主たる営業所の名称及び所在地、代理する旅行業者の氏名又は名称並びに住所を記載した書類並びに旅行業法施行規則 項 部分 (昭和四十六年運輸省令第六十一号)第一条の四第一項第一号及び第二号に掲げる書類

る部分 旅行業法第六条の四第三項の規定による届出に係変更事項を記載した書類並びに旅行業法施行規則第五条第二項第一号及び第二号に掲げる書類

(標識の様式)

第七条 法第十七条第二項の国土交通省令で定める様式は、 別記第三号様式とする

(法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める研修)

第八条 法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める研修は、次に掲げる基準に適合するものとする。

旅行業法施行規則第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる科目について行うものであること。

前二号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める方法により行うものであること。 旅行業法第十一条の三第三項に規定する研修の講師又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通大臣が告示で定める者を講師とするものであること。

(小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の要件)

第九条 法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める要件は、 前条の研修の課程を修了した者であることとする。

(小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式)

業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則別記第四号様式」とする。 第十条 法第十七条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月九日国土交通省令第八二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、 (平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。 、第八条、 第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

附 則 (平成二九年一〇月三一日国土交通省令第六六号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成三十年一月四日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成三〇年一月四日国土交通省令第一号)

一条 この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律 (以下「改正法」という。) の施行の日 (平成三十年一月四日) から施行する。

則 (平成三〇年六月一四日国土交通省令第四七号)

第

この省令は、旅館業法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年六月十五日)から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

則 (令和三年八月三一日国土交通省令第五三号)

(施行期日)

この省令は、令和三年九月一日から施行する

(経過措置)

2

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、 当分の間、 これを取り繕って使用することができる。

則 (令和四年二月二八日国土交通省令第七号)

(施行期日)

この省令は、 令和五年二月二十八日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、 できる 証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することが

附 (令和六年三月三〇日国土交通省令第四六号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記第一号様式(第一条関係)

産業振興促進計画認定申請書 (第一面)

年 月 日

国土交通大臣 殿

小笠原村長の氏名

小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第11条第1項の規定に 基づき、産業振興促進計画について認定を申請します。 (第二面)

産業振興促進計画 (概要)

						. •	
小笠属	諸島におり	ハて振興す	上べき業種				
							: · · · · ·
2 の第	美種の振興を	を促進する	ために行	う事業の	内容及び	学施主体	に関する
-							

4	(第三面) 産業振興促進計画の目標	
* [在未放界化進計圖の目標 	
5	産業の振興を促進する上での課題	
	•	
7	東京都、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割 及び連携に関する事項	分担
ı		

注 4から6までに掲げる事項については、記載するよう努めること。 (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記第二号様式(第三条関係)

產業振興促進計画変更認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

小笠原村長の氏名

年 月 日付けで認定を受けた産業振興促進計画について下記のとおり変更したいので、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第 13条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1 変更事項

変	更	前	変	更	後
,					

2 変更内容

変更	前	変	更	後

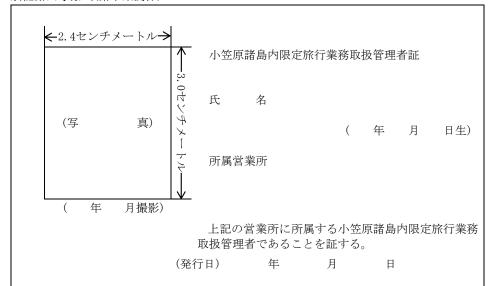
注 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。 (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記第三号様式 (第七条関係)

-				35+	センチァ	イートル以	Ŀ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	:	-	
			小	笠原諸島P	内限定於	於行業者代 3	理業認定	票	-		
認	定	番	号	小笠原諸	島内限	定旅行業者	代理業	第		号	
级	定 4	年月	日		年	月	В				84
有	効	期	問	年,	月	日から	年	月	日		174
所登氏	属録名	行号 は 名	者び称	登録旅行	業	第	뮹				35センチメートル以上
氏	名又	は名	称								1
営	業所	の名	称								-
定加	旅行的	着島内 乗務耳	り 扱								
受企	託画		扱行	-							,
			~~~				~~~~		****	~~~~	

- 注 1. 地の色は、黄緑色とする。
  - 2. 受託契約を締結していない者にあっては、受託取扱企画旅行名 の欄を省略することができる。
  - 3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が 明確となるよう記載する。

### 別記第四号様式(第十条関係)



小笠原諸島内限定旅行業者代理業者の氏名又は名称

主たる営業所の所在地

代 表 者 氏 名